

# 紀 要

## 第 2 号

---

### 目 次

1. 近江の地域色の再検討 2  
— 周辺地域における近江系土器について — (小竹森直子)
  2. 「倉橋部廃寺」雑考 (田路正幸)
  3. 八島瓦窯 — 瓦の需給関係と工人の動向 — (北村圭弘・三辻利一)
  4. 近江国庁再考 (平井美典)
  5. 条里遺構の調査と現状 (宮崎幹也)
  6. 日野川中流域における条里と集落 (岡本武憲)
  7. 滋賀県下における掘立柱建物集落の成立契機について (大崎哲人)
  8. 妙楽寺遺跡出土の呪符木簡について (葛野泰樹)
- 

1989. 3

財団法人 滋賀県文化財保護協会

## 5. 条里遺構の調査と現状

宮 崎 幹 也

### 1. はじめに

滋賀県下に残された近江の条里制遺構については、これまでに先学諸氏による復原的研究が多数されてきた。これは、近年急伸展したほ場整備以前において、同県下に条里地割が広範に遺存していた事に起因している。これら先学の研究については、残存地割や字名から条里を復原する地理学調査が中心であったが、近年では発掘調査の増加にしたがって考古学調査が盛んになっている。

地理学調査と考古学調査の本質的な差異をあげると、前者は、古代の条里が現存する景観条里に踏襲されているとする前提にたつものに対し、後者が、土層堆積と遺構からの出土遺物によって景観条里の上限年代を明らかにするものであり、たがいに異なった特質を持ち備えている。

また近年の研究では、条里地割の地理学調査と集落遺跡の考古学調査を総合的に取り扱う傾向も多く認められる。

そこで本稿においては、ごく近年の発掘調査から明らかにされた条里制関連遺構を紹介し、近江における条里制の一端を考察してみたい。

### 2. 近年調査された条里制関連遺構

埋蔵文化財の性格上、我々が平野部において調査する機会に恵まれるのは、集落遺跡であることが多く、建物遺構の拡がらない条里普及地帯に対して調査を実施することは決して多くなかった。したがって、条里制本来の遺構を検出することは稀であり、隣接する集落遺跡の検出遺構と景観条里の相互関係から条里の普及年代を追求する調査傾向がある。

しかしながら、条里制本来の遺構の検出は皆無でなく、溝・畦畔等の遺構を確認する事もある。

ここで示す溝は、幅1 m前後・深さ50 cm前後を測り、U字形断面を呈する遺構であり、周辺の景観条里と同一の方位を示すことから一般に「条里の溝」と呼称されている。しかしながら、実際の条里普及に際してこの溝の位置づけは明らかにされていない。

次に畦畔遺構については、多くが確認されているにもかかわらず、畦畔として理解されていないことが極めて多い。

これには、遺構の調査方法と遺構規模の理解度に若干の問題があったといえよう。一般に多く実施される畦畔遺構の調査は、既存する景観条里の畦畔を縦ち割って、その土層断面に先行する条里畦畔を捉えようとするものであった。この方法を用いたのは条里畦畔の観念が、土盛りによる水田の境界としていたためであった。また、畦畔の規模についても現存する水田畦畔の規模が概念上にあるため、その存在を見落すことが極めて多い。

調査時に検出される畦畔遺構は、幅1m前後を測り、その両端に幅60cm～1mの溝を伴う。畦畔の上端は、水平であることが多く、本来は両端の溝の掘削土によって盛土されていたものと考えられる。両端の溝の規模は、同一である場合と異なる場合が存在する。異なる場合の溝は、幅が狭く深さの浅いものと、幅が広く深さの深いものが対になる。これは畦畔を境とした耕作田面の高さの相違を示しており、田面の高い側の溝は、幅が狭く深さの浅いものとなる。

この畦畔両端の二条の溝は、それぞれの水田に用水を供給するものであり、条里遺構に限らず、一般の水田地割の遺構にも認められる。検出例としては、坂田郡近江町法勝寺遺跡・犬上郡甲良町下之郷遺跡・蒲生郡蒲生町市子遺跡・近江八幡市中出遺跡・野洲郡野洲町下々塚遺跡等があげられる。

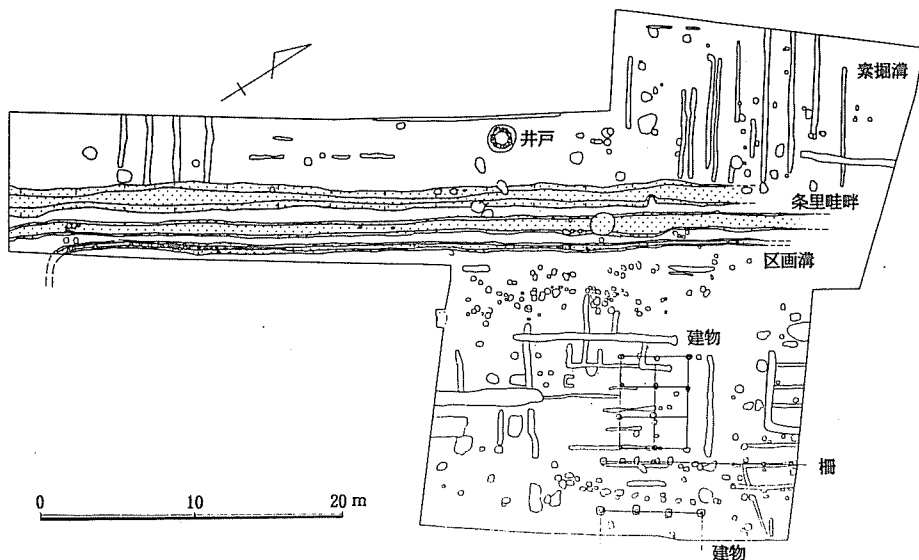
二条一對の溝で構成される畦畔の土盛は、検出されることが稀で、本来構築された畦畔は消失している。

条里の坪境界をはじめ、小区画の境界を記すために、畦畔（二条一對の溝）・溝・道路が構築されているが、その有り方は一様でなく、複合した採用が認められる。

次に条里制関係遺構として、景観に規制された掘立柱建物・素掘小溝群・区画溝の存在があげられる。

普及条里に規制された掘立柱建物の集落構成については、既に田中勝弘氏の論考に詳しいところであり、規制集落の出現時期から条里の普及年代を想定する試みが紹介されている<sup>4)</sup>。田中氏は、現存する普及条里景観と集落遺跡の遺構とを有機的に関連付け、集落遺跡の示す年代から条里開発の段階と年代を考察しており、県下の条里研究史上、画期的な試みであった。

田中氏の論考では、普及する景観条里を対象としていたが、ここ近年の調査では景観条里の方位と合致する条里遺構が確認されており、付随する集落遺跡の遺構からも、条里開発の年代が明らか



第1図 野洲郡条里と建物群（野洲郡野洲町下々塚遺跡）

にされている。

条里遺構検出の一例として野洲郡野洲町下々塚遺跡がある。下々塚遺跡は三上山以北の平野部に位置する集落遺跡であり、景観に現れる野洲郡条里の坪境付近から条里方位の畦畔と掘立柱建物等を検出している（第1図）<sup>2)</sup>。調査区の中央には、幅90cm前後の畦畔が陌線方向に伸びている。畦畔の両端には溝が伸びており、北側の溝が幅1m20cm・深さ50cm前後を測るのに対し、南側の溝は幅80cm・深さ30cm前後を測り、北側の溝の規模が大きい。これは、本来の水田高の相違と後世の土地削平が生みだした差異によるもので、畦畔を境として南側の水田が高く、北側の水田が低い旧状が復原される。

畦畔の南側には、L字形に伸びる区画溝が認められる。区画溝で仕切られた内部には、条里方位と合致した掘立柱建物と柵が認められる。掘立柱建物は、柵を境として南北に位置する。北側の建物は南北棟の総柱建物であり、梁行二間（4m50cm）・桁行三間（6m10cm）を測る。建物の北部と東部には幅40cmの溝が伸び建物の外周区画が示されている。柵の南側の建物は、全容が不明であるが、北辺が三間（6m75cm）を測り、北側の建物より規模の大きいことが知られる。

L字形の区画溝は、集落の排水路としての性格が想定され、畦畔両端を走る用水確保の為の手段と考えられる。

畦畔の北側には、畦畔に直交する方位の素掘小溝群が認められ、水田区画としての利用が認められるが、中央に位置する石組井戸の存在から、水田区画が永久的な土地活用でないことが知られる。これは、畦畔南部にも共通していることであり、掘立柱建物構築に前後して素掘小溝群の開削が認められ、畦畔を境界とした水田区（北部）と建物区（南部）の有り方は、下々塚集落変遷の一時期を示すものであり、特に12世紀代の様相と捉えられる。

ここに記した下々塚遺跡の一部の様相は、野洲郡条里の普及状況を示す好例とされよう。

次に同じ野洲郡の中であって野洲郡統一条里と異なる南桜条里の調査としては、野洲町西田井遺跡の調査があげられる。

調査では、南桜条里と同一方位の溝と掘立柱建物が多数確認されている。溝は水田区画を仕切っており、畦畔を示す二条一対の溝は確認されていない。これは平端な地形に高低差の少ない水田が作られた為であろう。

検出された遺構には、掘立柱建物の集中する区画と、水田の区画が存在しており、南桜条里の普及時期が12世紀以前に求められる。

条里施行の作業と年代を知る調査としては蒲生郡蒲生町堂田遺跡・市子遺跡の調査があげられる。

両遺跡は蒲生郡統一条里普及内に位置している条里普及以前の集落である。堂田遺跡は古墳時代、市子遺跡は弥生時代をそれぞれ主とする集落遺跡であり、集落存在時の景観と条里施行後の景観が大きく異なることが近年の調査から次第に明らかにされている<sup>3)</sup>。

これは、先行する集落遺跡の地形が起伏に富み、小河川が縦横に走り、沼沢地が随所に認められるのに対し、普及後の地形は平坦であり、地形の削平・埋設が盛んに行われている。埋設土の遺物

と、整地埋土上面で検出される遺構の出土遺物から、12世紀前半に条里普及の存在が認められる。

整地埋土上面で検出される条里関係遺構には、畦畔・素掘小溝群・L字形区画溝・掘立柱建物がある。

市子遺跡で検出された陌線方向の畦畔は、先の野洲町下々塚遺跡検出側とほぼ同一規模を測り、畦畔を境として水田高の低い北側の溝の規模がより大きく、下々塚遺跡と同一の傾向を示している。

素掘小溝群は、堂田・市子の両遺跡を始めとして多くの遺跡で確認されているが、これらの中には、条里に規制された方位を示すものと、異なった方位を示すものがあり、条里坪内の小区画割が、地形に左右されていることに応じている<sup>(4)</sup>。

L字形区画溝は、条里坪内に構築された建物遺構に付随しており、堂田遺跡で確認されている。

蒲生郡南東部の条里開発では、堂田・市子遺跡に認められる作業量の大きな開削が進められているが、同郡北西部の平野部では同種のもの認められていない。北西部の近江八幡市金剛寺遺跡では、景観条里と方位を同じくする建物が多数確認されており、9世紀前半代の条里普及が認められ、蒲生郡内の中で普及の早い一帯であったことが知られる<sup>(5)</sup>。

この他にも条里に関係する遺構は、県内の各地域で認められる。これらの共通点は、畦畔ないし溝で区画された地割であり、付随する条里と同じ方位を主軸に持つ規制建物の年代から普及の年代を想定している。

### 3. 統一条里と方格地割

各郡単位に構成される統一条里とは別に、小地域単位の方格地割が県内の数箇所に存在する。これらの地割についても先学の諸氏による研究がなされている。ここでは、近年の調査成果をふまえ、これらの成立過程について若干の考察を加えてみたい。

#### 犬上川左岸扇状地と4つの地割

犬上郡甲良町から豊郷町に及ぶ犬上川左岸扇状地には、犬上・愛知・神崎三郡の統一条里が及んでおらず、別個の方格地割の存在が知られてきた<sup>(6)</sup>。この扇状地方格地割は、N 27～28° Eを測り、扇状地末端西部に拡がる犬上郡統一条里(N 33° E)と阡線方位に5～6°の振れが認められる。この扇状地方格地割の普及については、甲良町法養寺遺跡の変遷をもって10世紀代と認識されている<sup>(7)</sup>。この普及については、扇状地の性格から一様でなく、未施行地帯や普及の後進地帯の存在も知られている。

この扇状地方格地割に規制された掘立柱建物は、法養寺遺跡の他、尼子南遺跡・下之郷遺跡に認められる。

また同扇状地の第3の地割として南北地割の存在が知られる。南北地割はN 5° Wの主軸を持ち、景観上に断続的な畦が残されている。この地割は宇曾川を隔て、愛知郡内にも認められるが、中央部の河川が存在から別個の普及と見る向きが強い。

甲良町下之郷遺跡では、南北地割(N 5° W)を示す畦畔遺構が三箇所で確認されており、この

地割に規制された掘立柱建物が8世紀後半に出現している。<sup>69</sup> 畦畔遺構は両端に溝を伴うが、その規模は等しい。また掘立柱建物は、竪穴住居と共存して8世紀前半に集落内に出現するが、地割に規制された建物に変遷するのは8世紀後半のことである。この建物は三面庇（あるいは四面庇）の東西棟建物と総柱の倉庫として出現し、南北地割開発者の管理建物と考えられる。

景観上の南北地割は、普及した扇状地方格地割内に断続的に認められ、方格地割の普及が後出したと予想されるが、坪内部の小区画割に一部が残されている点に方格地割施行の性格が窺える。

さらに同扇状地の第4の地割として、扇状地南西部の菱形地割が認められる。これは豊郷町四十九院一帯に認められ、犬上郡統一条里と扇状地方格地割の交点にあたる。菱形地割については、阡線を統一条理に陌線を扇状地方格地割にあわせており、最も地割普及の遅い地域であったと考えられる。

この菱形地割を示す遺構としては四十九院遺跡の道路状遺構がある。遺構は阡線方位に主軸をそろえ、幅1m 20cmを測り、両端に幅60cm～1m 20cmの溝が伴う。この規模については、先に指摘した畦畔遺構の規模に近似しており、畦畔である可能性を持つが、現在の集落に近接している事と、側溝から出土する遺物が多いため、里道として解釈されている。この道路状遺構は、側溝出土遺物の年代から13世紀前半の存在が明らかであり、菱形地割の普及時期を捉える一資料となる。

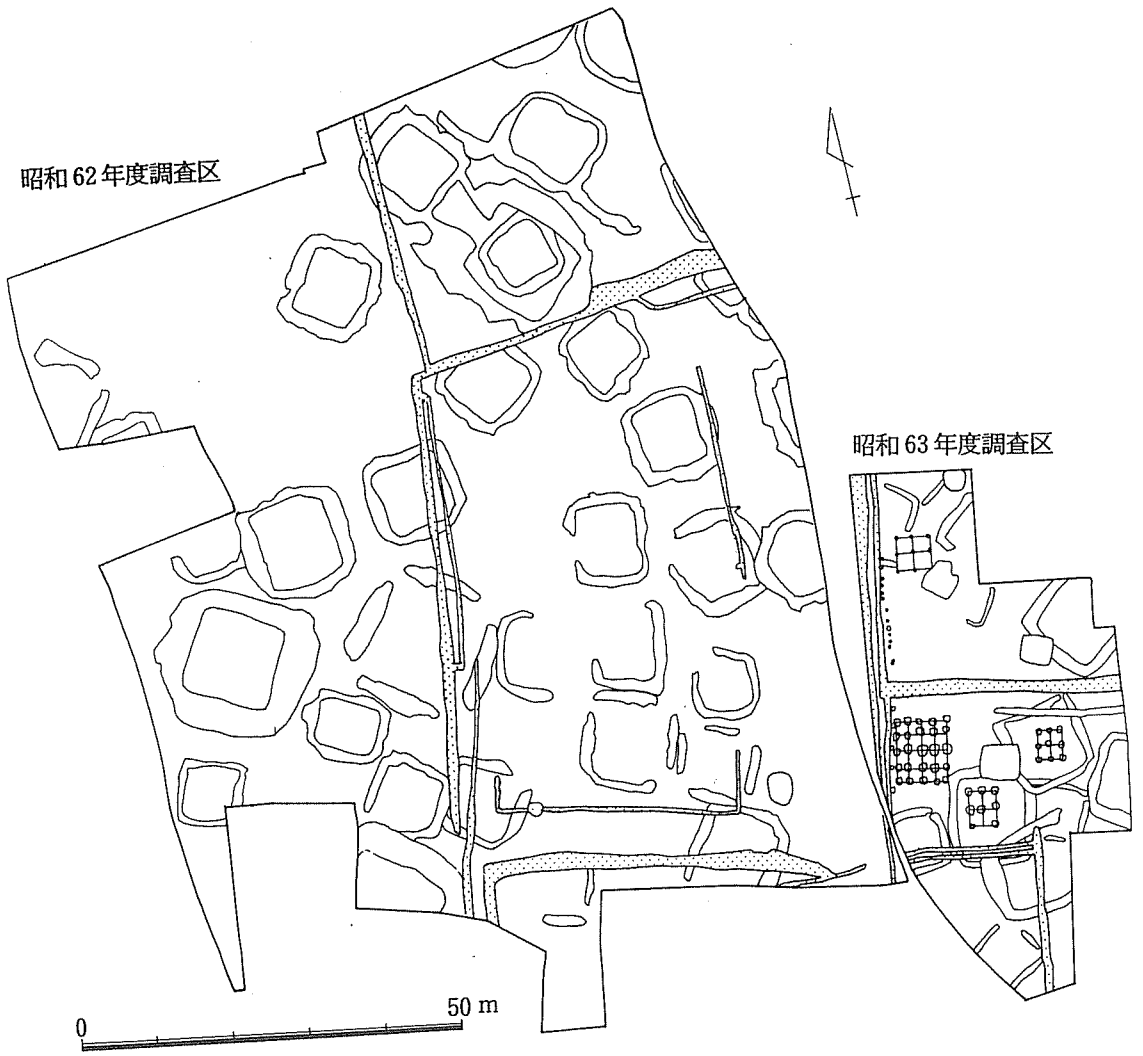
すなわち4つの地割を総括すると、犬上・愛知・神崎の三郡統一条里施行に際して、犬上川左岸扇状地が普及の対象とならなかった事が最初にあげられる。これは、扇状地の水利形態が特異である事に起因しており、扇状地の一部には8世紀後半に、南北に長く東西に狭い南北地割が開削していたためである。また10世紀になると、扇状地の農地を拡大するため独自の方格地割普及が認められるが、その開発速度は統一条里の開発速度より遅く、法養寺遺跡・尼子南遺跡・下之郷遺跡に認められる景観に規制された建物の出現時期が、一律でない事によって示され、扇状地開発の難易さが窺われる。菱形地割の出現は、統一条里の普及や扇状地方格地割に後出するものと考えられるが、これに際しては規制建物の検出例が乏しく、普及時代の決定は今後の検討を要するところが多い<sup>70</sup>。

したがって、南北地割と扇状地方格地割には普及の年代差が認められ、統一条里と扇状地方格地割には開発母体の差が認められる。

#### 坂田郡法勝寺遺跡と2つの地割

先に記した犬上川左扇状地では、普及年代の差として南北地割と方格地割の相互関係が理解されたが、景観条里に多く残された各地域の南北地割と方格地割や条里遺構が一概に普及年代の差によるものとは断定できない。次に示す坂田郡近江町法勝寺遺跡の調査例は南北地割と坂田郡統一条里の相互関係を示す資料である。

長浜平野に広がる坂田郡統一条里を景観上で追いかけると、近江町高溝周辺にのみ別個の南北地割の拡がりが見られる。当該地には7世紀代の古代寺院跡法勝寺遺跡が所在しており、統一条里施行以前に別個の開発母体が南北地割を普及させたと解釈されてきた<sup>70</sup>。これには古代寺院の建立



第2図 南北地割と建物群（坂田郡近江町法勝寺遺跡）

基軸が南北方位をとることに影響されたとする解釈が一般的で、南北地割の開発母体を寺院関係集団と考えられてきた。

法勝寺遺跡の調査では、実際の遺構として南北地割の畦畔・溝・規制建物を検出し、さらに寺院の基軸と南北地割の傾きが大きく異なると判明した。

検出遺構の一部を見ると（第2図）、南北方向に伸びる畦畔が約54m（半町）の距離を保って平行して伸び、その東側に同一方位を主軸にもつ総柱建物の存在が認められる<sup>(4)</sup>。同遺跡には弥生時代中期後半から後期に及ぶ方形周溝群が確認されており、南北地割は後出する時期ではあるが、同一遺構面において検出された。

建物を検出した東部の区画は、西側の水田区画より約80cm前後高い微高地となっており、畦畔の東部に柵列と考えられる柱穴を残し、その内部に大形の倉庫と井戸を持つ。倉庫を持つ区割は、以南の調査区でも確認されており、南北地割の区割と規制建物の存在は、景観地割以上に広範囲かつ明瞭なものである。また、西方の南北地割畦畔は、北端で屈曲して坂田郡統一条里方向に伸びており、坂田郡統一条里と南北地割が、ある一時期に共存していたことが理解される。さて、そこで問題となるのは南北地割の普及時期であるが、畦畔の側溝・溝・掘立柱建物の柱穴掘形等の出土遺物から12世紀後半と判断された。この年代は、坂田郡統一条里の普及年代と近似しており、坂田郡統一条里と南北地割が伴って平安時代後期に普及したと予測され、両者の地割基軸の相異は、開発母体の相異によるものとされよう。現在のところ南北地割の開発母体としては荘園領地が考えられ、臨川寺領の朝妻荘法勝寺郷の荘園領地が一つの候補としてあげられる。

このように南北地割と統一条里は、景観のみならず遺構としても、普及年代の相異によらず、開発母体の相異によるものがある。

#### 4. ま と め

滋賀県下における条里遺構の最近の調査例を数例紹介したが、次に現在にかかえる問題点をかかげることでまとめたい。

まず、条里普及の時期を決定づける方法として、現在最も多く使われているのは、現存する普及条里景観と集落遺跡の遺構を有機的に関連付け、集落遺跡の示す年代から条里開発の段階と年代を考察する事であるが、近年の調査にみられるように、畦畔や溝等の条里遺構が多く検出されると、普及条里景観・条里遺構・集落遺構の三者の有機的関連性の把握が各地域ごとに必要であり、特に集落遺跡の調査において、条里遺構（ないしは地割遺構）の見落としや誤認が無いように、慎重な分析が望まれるのである。

この遺構については、上部の削平された畦畔や用水を送る溝、建物区を画するL字溝、柵、道路などがあげられるが、多く認められるものに畦畔（二条の用水溝）とL字溝（一条の排水溝）の組み合わせがあり、坂田郡近江町法勝寺遺跡や犬上郡甲良町下之郷遺跡では、三条に並行して伸びる溝のうち、端の一条が直交して屈折する遺構が確認されている。



最後に今後の条里研究の課題として、調査によって検出した条里遺構や地割遺構と、景観上に残る普及遺構の相互関係を平面と層位によって記録化する事が望まれる。これは、検出した遺構の多くが、景観遺構と正確に合致せず、その開きが層位上で理解できなければ、地割景観と地割遺構の有機的関連性が把握されず、地割の開発・普及年代が明確化されないからである。

以上、近年の条里遺構の調査から、実存する問題点と調査の意図についてふれてきた。考古学からのアプローチでは、開発・普及年代の同定や、開発母体の認定等、他の分野に勝るものがあり、今後の慎重な記録化が望まれるのである。

#### 注

- (1) 田中勝弘「残存条里と集落遺跡（『滋賀考古学論叢』2）」1985年。
- (2) 昭和63年度調査。調査を担当された江谷寛、吉川和則、南孝雄各氏の御教示による。
- (3) 『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書－蒲生郡蒲生町堂田・市子遺跡－』滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会 1988年。  
北川浩・斉藤博史・岡本武憲各氏の御教示による。
- (4) 寮掘小溝群については、直接、条里遺構として扱え得るものではないが、小区画に規制された耕作痕であるため、条里坪内の小区画を復原する上で、貴重な資料になり得る。
- (5) 田中勝弘・植田文雄・清水尚・仲川靖『金剛寺遺跡発掘調査報告書Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ』滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会 1986年～1988年。  
近藤滋『滋賀文化財だよりNo.86』滋賀県文化財保護協会 1984年。
- (6) 谷岡武雄「歴史時代における扇状地の開発」（『平野の開発』）1964年。  
矢守一彦「条里制」（『彦根市史』1961年。）
- (7) 前掲書(1)。  
『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書X-Z』滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会。
- (8) 宮崎幹也・大哲人『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書XⅢ-2・XIV-2・XV-Z』滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会 1986年～1988年。
- (9) 宮崎幹也「犬上川左岸扇状地における律令期集落の発生と展開」（『滋賀県埋蔵文化財センター紀要2』）1988年。
- (10) 田中勝弘・吉田秀則『一般国道8号線（長浜バイパス）関連遺跡発掘調査報告書Ⅳ・Ⅴ』滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会 1987・1988年。
- (11) 昭和62・63年度調査における現地説明資料を引用した。また、検出遺構の詳細については中川通士氏から御教示を得た。

## 編集後記

『紀要』第2号も刊行することができた。自分の時間を犠牲にしながらも原稿を執筆してくれた職員の姿には頭の下がる思いがする。当協会はまさに職員の目に見えざる努力と熱意によって支えられているのだと実感した次第である。

編集者

平成元年3月

### 紀要 第2号

編集・発行 財団法人 滋賀県文化財保護協会  
大津市瀬田南大萱町1732-2  
Tel (0775) 48-9780・9781

印刷 株式会社 日興商会  
尼崎市東難波町5-10-30  
Tel (06) 482-4501